

安全保障理事会決議 1834(2008)

2008年9月24日、安全保障理事会第5981回会合にて採択

安全保障理事会は、

決議 1778 (2007) および決議 1769 (2007) ならびに 1828 (2008) を含む、チャド、中央アフリカ共和国および準地域に関する決議および安保理議長声明を想起し、

チャドおよび中央アフリカ共和国の主権、統一、領土保全および政治的独立ならびに同地域における平和を目標とした安保理の公約を再確認し、

ダルフルールにおける継続中の暴力の、チャド東部および中央アフリカ共和国北東部における人道および治安上への波及に安保理の懸念を繰り返し表明し、

市民の住民の治安、これら区域における人道的活動の実施およびこれら地域の安定を脅かし、また人権および国際人道法の重大な違反をもたらす、チャド東部および中央アフリカ共和国北東部およびスーダン西部における武装集団の活動およびその他の攻撃を深く懸念し、

ダルフルール問題の適切な解決ならびにスーダン、チャドおよび中央アフリカ共和国の間の関係の改善が地域における長期的な平和と安定に貢献することを強調し、

合同の主任調整官であるジブリル・イペネ・バソレ氏を通じて、ダルフルール和平合意によって始まった和平プロセスを復活させ、停戦を確固たるものとし、ダルフルールにおける平和維持の駐留を強化する、事務総長およびアフリカ連合の取り組みへの完全な支持を繰り返し表明し、

暴力的な手段を通じての不安定化のいかなる試みあるいは力による権力の掌握は受け入れ難いことを再確認し、

女性、平和および安全に関する 1325 (2000) および 1820 (2008)、人道および国際連合要員の保護に関する 1502 (2003)、および武力紛争における市民の保護に関する 1674 (2006) の安保理諸決議を再確認し、

武力紛争における子どもに関する安保理決議 1612 (2005) を再確認し、チャドにおける子どもと武力紛争に関する事務総長報告書 (S/2008/532) およびその中の勧告を留意し、また子どもと武力紛争に関する安保理作業部会によって採択されたチャドに関する結論

(S/AC.51/2007/16) を想起し、

チャド政府および中央アフリカ共和国政府がその領域において市民の安全を確保する主要な責任を担うことを確認し、

アフリカにおける難民問題の特定の側面を規定するアフリカ統一機構の1969年条約に加えて、1951年7月28日の難民の地位に関する条約および1966年12月16日の同追加議定書を念頭に置き、

国際難民法を尊重し、難民キャンプおよび国内避難民の避難場所の、文民のおよび人道的性質を保護し、武装集団によってキャンプ内あるいは周辺で実行されうる子どもを含む、個人のいかなる勧誘を防止する必要性を強調し、

東部チャドおよび中央アフリカ共和国における欧州連合の活動の展開を歓迎し (EUFOR Chad/CAR)、欧州連合が活動の当初の活動能力を2008年3月15日に宣言したことを留意し、決議1778に基づいて、EUFOR Chad/CARの職務権限は従って2009年3月15日までとなることを想起し、

MINURCATによる治安統合分遣隊(D I S、以前は人道保護のためのチャド警察と言及)の警察および憲兵隊将校の最初の集団の選出と訓練を歓迎し、またD I Sの展開を促進する必要性を強調し、

2008年9月12日の事務総長報告書(S/2008/601)およびEUFOR Chad/CARの職務権限の終了の際の、フォローアップのための取極に関する、勧告を検討し、

スーダン、チャドおよび中央アフリカ共和国の国境地域における事態が国際の平和と安全に対する脅威を構成することを決定し、

1. 決議1778に規定されたとおり、中国際連合中央アフリカ・チャド・ミッション(MINURCAT)の職務権限を、2009年3月15日まで延長することを決定する。
2. 事務総長に対してMINURCATの展開を可及的速やかに完了すること、また、職務権限に従いMINURCATを支援しつつ、DISの完全な展開を迅速に実行することをチャド政府に対して求める。
3. 資金拠出国に対して、DISを支援するために設立された、MINURCAT信託基金に対

して拠出を継続することを招請する。

4. 自発的、安全および持続可能な難民および避難民の帰還に資する、治安状況を生み出すことを助けるために、チャドおよび中央アフリカ共和国において設立された多方面の展開を第 1 項で言及されている日程を超えて延長する意図を表明し、この目的のために、第 8 項に言及された事務総長の報告書に含まれた勧告を十分に考慮しまたこれら諸国政府との協議において、チャドおよび中央アフリカ共和国双方における EUFOR Chad/CAR のフォローアップを行う国際連合の軍事部門の展開を承認する意図を表明する。

5. 事務総長に対して、欧州連合との密接な協力のもと、安全保障理事会の新しい決定に従い、中央アフリカ共和国東北部を含む地域で、EUFOR および国際連合との間で権限を移管する目的で、2009 年 3 月 15 日に第 4 項に言及されている軍事部門の計画を継続した部隊の生成、後方的、行政的、財政的およびその他の必要な準備を始めることを要請する

6. チャド政府および中央アフリカ共和国政府に対して、EUFOR から国際連合軍事部門への円滑な移行を促進するために、国際連合と欧州連合との協力を継続することを奨励する。

7. 部隊提供国に対して、必要な兵力の必需品、とりわけヘリコプター、偵察部隊、工兵、後方および医療設備を誓約することを奨励する。

8. 事務総長に対して、MINURCA および DIS の完全な展開に向けての進捗状況に関する、また EUFOR の展開を引き継ぐために中央アフリカ共和国北東部における提案された国際連合の軍事的展開の規模、組織および職務権限に関する選択肢を含む、第 4 および 5 項において言及されている計画の更新および準備の実施に関する、新しい報告書を 2008 年 11 月 15 日までに提出するように要請する。

9. 事務総長に対して定期的にまた、少なくとも 3 カ月毎に、難民および避難民の自発的、安全かつ持続可能な帰還に資する治安状況を生み出すために支援する目的に向けての進捗状況に関して、また MINURCAT の職務権限の履行に関して、チャド東部、中央アフリカ共和国北東部および地域における、難民および国内避難民の移動を含む安全および人道的状況に関して、報告を継続することを要請する。

10. 2008 年 12 月 15 日までに、第 4、5 項において言及された決定を採択する意図を表明する。

11. スーダン、チャドおよび中央アフリカ共和国各政府に対して、彼らの領域が他の主権を損なうために用いられてはならないことを確保し、2008年3月13日のダカール協定および従前の合意を履行する目的で積極的に協力し、また当該地域における武装集団の活動および武力による権力掌握の試みを終了させることを奨励し、スーダンおよびチャドが関係を完全に正常化するために、外交的な絆を回復するための公約の履行を期待し、とりわけ、ダカールプロセスの支援における、地域のコンタクトグループ、アフリカの共同仲介者としてのリビア政府およびコンゴ共和国政府ならびにアフリカ連合およびMINURCATの長である事務総長特別代表を通じた国際連合のはたす役割を歓迎し、

12. 武装集団に対して暴力を即座に停止することを要求し、チャドおよび中央アフリカ共和国のすべての当事者に対して、各々、2007年10月25日のシルト協定および2008年6月21日のリーブルビルにおいて署名された包括的和平協定を尊重し履行することを促す。

13. チャドおよび中央アフリカ共和国の当局および政治的利害関係者に対して、憲法枠組みに関する、国民的対話への取り組みを遂行することの継続を奨励し、中央アフリカ共和国における国民的対話を支援するための、ガボン政府による積極的な取組に留意し、また2007年8月13日にンジャメナにおいて署名された民主的プロセス強化のための政治協定の重要性を強調し、この履行を進めることを当事者に対して奨励する。

14. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。